

## ② 特別会計

特定の事業を行う場合に、特定の歳入をもってその歳入に充てるものです。荒尾市には5つの特別会計があります。

特別会計予算  
150億 1,380万 4千円

**48.4%** 国民健康保険特別会計  
72億 7,198万 4千円  
前年度比 0.1%減

今後も更なる医療費の上昇が見込まれます。特定健康診査、特定保健指導等の積極的な実施により、今後も医療費の適正化、医療費抑制に努めます。

平成21年度は保険給付費の伸びがある一方、老人保健拠出金などの減額により、前年度比0.1%減で計上しています。

**33.5%** 介護保険特別会計  
50億 2,844万 6千円  
前年度比 4.1%増

介護従事者の処遇改善を図るために行われる介護報酬改定により、保険給付費の増大が見込まれます。制度の理念である高齢者の自立支援を実現するため、より適切な介護サービスを確保するとともに、サービス事業者への指導を強化し、介護給付適正化を一層推進します。

また、様々な生活課題を抱える高齢者を支援する拠点として、地域包括支援センターの充実を図ります。

**13.1%** 公共下水道事業特別会計  
19億 6,340万円  
前年度比 2.1%減

生活環境の向上、保全、公共水域の水質汚濁防止など、豊かな自然環境を守り育むためにも役割はますます重要になってきています。現状では、多額の先行投資により累積赤字を抱える経営状況ですが、健全化計画にのっとり、着実に解消に向かっていきます。一方、処理人口普及率は平成19年度末において65.1%となり、熊本県平均の58.1%を上回る成果を上げています。本年度は管渠面整備を進めるとともに、浄水センターの改築更新工事を予定しています。

**0.1%** 老人保健特別会計  
1,472万 8千円  
前年度比 98.1%減

老人保健制度が平成20年度から後期高齢者医療制度に移行しましたことから、平成22年度で精算し、終了する予定となっています。平成21年度予算は平成20年3月までの未請求の給付分が中心です。

**4.9%** 後期高齢者医療特別会計  
7億 3,524万 6千円  
前年度比 0.6%減

広域連合が制度の運用等を行い、各市町村も特別会計を設けて運営しています。

後期高齢者を対象とした新たな医療制度で、保険料支払い方法等の改正も行われていますので、関係者への周知を図り、円滑な制度の運用に努めていきます。

※ %は構成比を表しています。

## ③ 公営企業会計

民間企業と同じように、事業で収益をあげて、そこで賄われる会計です。荒尾市には2つの公営企業会計があります。

**水道事業**  
収益的収支予算  
総収益 8億 2,402万 7千円  
総費用 7億 7,373万円  
差し引き 5,029万 7千円の利益

新たな水源確保について、DBO方式（公共が資金調達を負担し、設計・建設、運営を民間に委託する方式）による浄水場建設および維持管理を大牟田市と共同で推し進めていますが、平成21年度は建設への初年度として、浄水場建設の設計委託等を行う一方、共同浄水場への導水管布設工事および共同浄水場から中央水源地までの送水管布設工事を施工します。

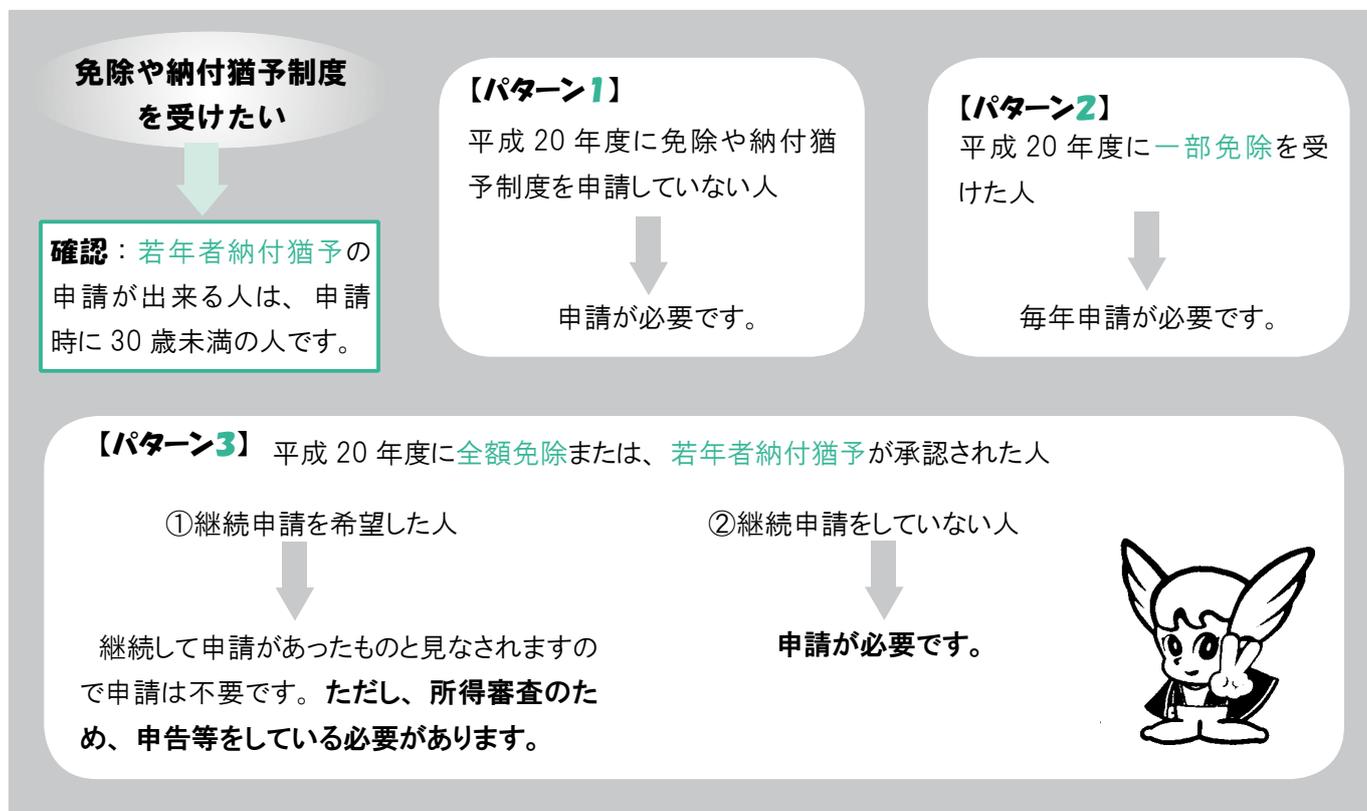
**病院事業**  
収益的収支予算  
総収益 50億 6,458万 6千円  
総費用 49億 4,321万 4千円  
差し引き 1億 2,137万 2千円の利益

平成20年度に策定した「荒尾市病院事業中期経営計画」に基づいた改善策を推し進めていきます。経営形態を平成21年4月から地方公営企業法の全部適用団体に移行し、病院の特性に合った効率的かつ持続可能な病院運営が行えるようになりました。また、本年度は地域の医療機関と連携し、地域完結型医療を達成するため、地域医療支援病院の承認を大きな目標として地域を守る市民病院としての使命を果たしていきます。

経営面では、効率的な医療を提供する一方、引き続き費用削減を行い、収支の正常化を図ります。更に、医師確保を最大の課題ととらえ、医師の環境改善を図りながら、一人でも多くの医師を確保することに努めます。

# 国民年金 保険料全額免除・一部免除（4分の3、半額、4分の1）・若年者納付猶予申請の受付開始

「保険料は納めたいけれど、経済的な理由でどうしても納めることができない」そんなときには、保険料の免除・納付猶予制度をご利用ください。



## 承認を受けると

全額・一部免除（4分の3、半額、4分の1）・若年者納付猶予の期間は年金の受給資格の期間に算入されます。ただし、若年者納付猶予期間年金額に反映されません。また、一部免除の承認を受けた場合は、残りの保険料を納めないと未納期間扱いとなります。

## 追納について

将来満額の年金を受給したい人は、さかのぼって保険料を納めること（追納）をお勧めします。10年以内に限り、追納することができます。ただし、当時の保険料で納めることができるのは、免除・納付猶予を受けた年度の翌々年度までで、3年以降は加算金がつきます。

●受付期間 平成21年7月1日（水）～平成22年7月30日（金） ●受付場所 健康生活課 国保年金係

●持ってくるもの ①国民年金手帳 ②印鑑

※平成21年1月2日以降、荒尾市に転入してきた人は平成21年度所得課税証明書（最新のもの）が必要です。（世帯主が申請する場合は本人および配偶者の所得課税証明書、世帯員が申請する場合は世帯主・世帯員本人・本人の配偶者の所得課税証明書を、前住所地の市町村役場から取り寄せてください。）

※失業の場合は「雇用保険受給資格者証」または「離職票」などの写しが必要です。

【問】健康生活課国保年金係 ☎ 63-1327